

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業がその存在価値を認められ成長を続けるためには、倫理・法令を遵守し、企業内外の全ての利害関係者から信頼を得ることが重要であると認識しております。その前提のもとで経営の健全性と透明性を高めることにより、的確な経営の意思決定を行い、適切な情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの基本原則であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

議決権の電子行使につきましては、今後の株主数・属性の推移を注視しつつ、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にして、引き続き検討を進めてまいります。なお、招集通知(狭義)の英訳につきましては実行の上、開示を行っております。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、最高経営責任者等の具体的な後継者の計画は作成しておりません。次の取締役及び執行役員候補と考えられる人材に対しては、部門ローテーション等による多様な経験の蓄積やリーダーシップを発揮する役割を担わせるとともに、外部の機関等を活用し、経営者としての資質等を学ばせる機会を設けております。

【補充原則4-3-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、代表取締役社長執行役員に関する明確な解任基準を定めておりません。解任については、当社の役員規程に基づく代表取締役社長執行役員の資格要件、職務遂行要件及び会社業績に対する責任を勘案し、指名委員会の審議を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の構成員は、各事業に精通する者及び経営に関する知識を有する専門家でもバランスよく構成されております。現在は構成員の中に女性はおりませんが、ジェンダー面における多様性についても引き続き検討を行います。監査役3名は、公認会計士や管理部門の取締役経験者など全員が社外監査役で構成され、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任しております。また、取締役会の実効性に関する分析・評価は、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成するガバナンス委員会が取締役会出席者へのアンケート調査をもとに実施しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画においては、収益力・資本効率等に関する目標を策定し、事業投資計画とともに決算説明会等で説明しております。一方、資本コストについては、一定の認識・把握をしておりますが、現時点においては、経営計画や投資計画との連関性は取っておりません。資本コストに基づく経営計画等の策定については引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

政策保有株式につきましては、取引関係の維持発展及び共同研究開発、さらには当社の円滑な事業運営、中長期的な企業価値向上等の進展を目的として保有しております。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

保有の継続可否につきましては、毎年、その効果、意義、合理性や当社の財務に与える影響等を個別に取締役会で審議し判断しております。その結果、保有する意義や合理性が希薄したと考えられる場合、市場への影響を含め経営・財務戦略等各種考慮すべき事情に配慮した上で、売却することがあります。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

議決権の行使にあたっては、原則、上記保有目的である取引関係の維持発展等に活かすことを基準として議決権を行使いたしますが、政策保有先の業績の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反発生等の事情により株主価値が著しく毀損される恐れのある議案に対しては反対する場合があります。議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合、特に剰余金処分議案、取締役・監査役選任議案、組織再編議案、MBO議案等の議案については、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集の上、賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

(1) 関連当事者取引に関する枠組みの開示

当社は関連当事者取引管理規程を設け、関連当事者との利益相反の可能性がある取引につきましては、事前にとり締役会で審議し、承認を受けた上で実施することとしております。当該取引の該当がある場合、有価証券報告書にて適切に開示を行います。

(2) 関連当事者取引の手続きなどの監視

当社は、関連当事者取引の内容に関しましては、事後も取締役会で定期的に報告を受け、適切に把握できるようにしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では退職金として支給する確定給付企業年金の制度を運営しております。運営においては企業年金委員会を設置し、資産の運用に関する方針、事業及び決算に関する報告と加入員への周知、規約の改正内容の確認などを協議または審議しております。委員会メンバーは社長、管理

本部長、総務人事・財務経理・経営企画部門の責任者、労働者代表等で構成され、さらに運用委託機関とも連携し、適切な運用を図るための情報収集を行うとともに、専門知識の習得にも努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は、経営理念等につきまして、自社ウェブサイト(<https://www.dkkk.co.jp/>)にて開示しております。また、2022年を最終年度とする中長期経営方針『DK-One Project』を開示しております。

(2)コーポレートガバナンスの基本的な考え方を自社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等において開示しております。

(3)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針については有価証券報告書等にて開示しております。また、執行役員も含めた報酬額の算定にあたっては、報酬委員会での審議の上、取締役会の決議により決定しております。

(4)当社は、取締役・監査役及び執行役員として相応しい優れた人格、見識、能力及び豊富な経験並びに高度な専門性を有している者を登用することとし、取締役・監査役候補者及び執行役員の指名にあたっては、指名委員会での審議の上、取締役会で決定しております。社外取締役候補者の指名につきましては、経営に関する豊富な経験や当社の経営課題に対する専門知識や経験を有し、当社の企業価値向上に資する人材の指名を基本的な考え方としております。また、社外監査役を含む監査役候補者の指名につきましては、財務・会計に関する豊富な経験や経営に関する経験を有するなど、当社の健全なコーポレートガバナンスを維持し、企業価値向上に資する人材の指名を基本的な考え方としております。執行役員においては、(1)不正、不当または背信を疑われる行為があったとき(2)職務への適格性に欠けると認められるとき(3)業務執行の過程またはその成果が不十分であったときなど、取締役会が職務遂行を委ねることができないと判断した場合は、取締役会の決議により解任いたします。

(5)取締役会は、上記(4)を踏まえ、取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の指名の理由については、招集通知にて都度開示いたします。執行役員の選解任についても招集通知にて開示をまいります。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、経営戦略、コーポレートガバナンス、環境・社会課題への対応及び資本政策などの中長期的な課題について判断・決定を行います。取締役会を実効的に機能させるために個々の業務執行の決定を経営会議に委任するとともに、執行役員が与えられた権限と取締役会が委嘱する業務の範囲内で業務を執行します。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、社外役員の独立性に関する基準を定めており、招集通知、有価証券報告書等にて開示しております。また、選定にあたっては、当社とは異なるバックグラウンドにおける経営経験等を有し、客観的な立場から建設的な議論が期待できる候補者を選定し、その理由を招集通知や有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、監督機能を果たすために社内取締役3名に対して、独立社外取締役3名と独立社外監査役3名で構成しております。異なる職歴を持つ経営経験者など幅広い知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた社外監査役を含めて、取締役会としての知識・経験・能力のバランスを確保しております。また、取締役候補者の選定につきましては、指名委員会における審議に基づき取締役会で決定しております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、開示しております。なお、現在、社外監査役1名が当社グループ以外の他の上場会社1社の社外役員を兼任しておりますが、社外監査役として当社の業務を行う上で支障はないと判断しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

2020年3月期から独立社外取締役及び独立社外監査役で構成するガバナンス委員会が、取締役、監査役へのアンケート調査をもとに取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会において評価結果及び改善すべき課題について確認を行っております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役、監査役及び執行役員に対して、企業経営、コンプライアンス等に関する役員研修会の機会を設けるとともに、社外取締役及び社外監査役には、当社グループの事業の理解を深めるために、事業所の視察の機会を設けることとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、執行役員が直接管轄する経営企画部にIR専任者を配置し、株主との建設的な対話の促進に努めております。年2回決算説明会を開催し、代表取締役自らが投資家との対話を促す機会を提供しており、個人投資家向けの会社説明会、機関投資家・アナリストとの個別面談においても経営トップが出席する等、対話の機会の拡充に努めております。また、株主等から個別の要望がある場合は、必要に応じて取締役及び執行役員等が面談を行っております。株主・投資家からいただいたご意見・ご要望については取締役会で共有され、企業価値向上に役立てております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
國部 克彦	1,480,000	6.10
第一稀元素化学工業従業員持株会	1,138,700	4.70
岩谷産業株式会社	861,000	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	858,300	3.54
井上 純子	810,000	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	793,000	3.27
井上 剛	777,195	3.21
國部 智之	677,700	2.80

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口5)	428,700	1.77
中村 嘉代子	420,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀内 哲夫	他の会社の出身者								△			
奥村 明	他の会社の出身者					△						
永原 肇	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀内 哲夫	○	取締役就任前の3年間、生産部門の体質強化を目的にコンサルティング契約を結んでおりました。報酬金額は年間6,000千円であり、当社の独立性基準の10,000千円を下回るものです。	同氏は、長年にわたり日東電工株式会社に勤務し、取締役を歴任後日立マクセルエナジー株式会社及び日立マクセル株式会社の社外取締役を勤められ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営の監督をしていただくとともに、経営全般に関して外部の視点から提言をいただくため、社外取締役に選任いたしました。

奥村 明	○	同氏は、当社製品の販売先であるエヌ・イーケムキャット株式会社の代表取締役社長でありました。	同氏は、長年にわたりBASFジャパン株式会社に勤務し、その間、取締役を歴任しました。その後エヌ・イーケムキャット株式会社代表取締役社長を務めました。その経歴を通じて、同氏は、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営の監督をしていただくとともに、経営全般に関して外部の視点から提言をいただき、コーポレート・ガバナンスの強化をはかることに寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。
永原 肇	○	取締役就任前の2年間、技術部門の研究開発活動の体制強化を目的にコンサルタント契約を結んでおりました。報酬金額は年間6,000千円であり、当社の独立性基準の10,000千円を下回るものです。	同氏は、触媒化学、プロセス化学の専門家として長年、旭化成(株)の化学製品の技術開発、生産に携わったほか、触媒学会会長などの要職を歴任されました。また、化学全般に関する豊富な経験・知識と深い専門能力を活かし、複数の大学で教鞭をとるなど後進の指導にも尽力されました。2013年からは旭化成(株)の常勤監査役として会社経営にも携わり、技術、経営双方の経験・知識を基にした客観的見地からの助言等は、当社の事業競争力を高め、企業価値の向上に有用であると判断し、社外取締役に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	2	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	2	1	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会、報酬委員会における「その他」とは、当社「常勤監査役」を指しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査にあたっての会計監査人から監査方針、監査重点項目、監査スケジュールなどの監査計画の説明、四半期レビュー結果の報告及び年度決算で監査報告書の受領と合わせて受ける監査結果の報告などの機会を通して、会計監査人との意見交換を実施し連携を図っております。

監査役は、内部監査部門の監査計画及び監査結果について報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査に同席し現場における情報を共有することで連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
川口 博司	他の会社の出身者														○
西井 信博	他の会社の出身者														○
津田 佳典	公認会計士												△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口 博司	○	—	上場企業の経理部長、財務部長や監査役等の経験を活かし、業務全般についての助言をいただくため。また、当社とは特別な関係になく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
西井 信博	○	—	上場企業の総務部長や経理部長の経験を活かし、業務全般についての助言をいただくため。また、当社とは特別な利害関係になく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないとの判断から、独立役員に指定しました。
津田 佳典	○	監査役就任前の3年間、7か月にわたり当人が代表を務めるコンサルティング会社と内部統制報告制度(J-SOX)導入に関するコンサルティング契約を結んでおりました。報酬金額は1,000千円であり、当社の独立性基準の10,000千円を下回るものです。	会計等のコンサルティング会社の代表取締役として、また公認会計士としての経験を活かし業務全般についての助言をいただくため。また、当社とは特別な利害関係になく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないとの判断から、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	6名
---	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬は、短期インセンティブとして会社業績と個人業績に連動する報酬、長期インセンティブとして付与する株式報酬からなります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第64期の取締役及び監査役の報酬等の総額は次のとおりであります。
取締役(除く社外取締役)の報酬等の総額177,697千円(固定報酬100,200千円、業績連動報酬77,497千円)、員数6名
監査役(除く社外監査役)の報酬等の総額3,600千円(固定報酬3,600千円)員数1名
社外役員の報酬等の総額42,870千円(固定報酬42,870千円)員数5名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の報酬制度は、当事業年度から当社の現況に応じたバランスのとれた報酬制度への改定を目的に、基本方針の策定、報酬水準及び報酬構成と比率の設定、変動報酬の内容と評価決定プロセス等を検討し、新しい制度に移行しております。新制度の策定にあたっての基本方針は次のとおりです。

- 各取締役のインセンティブを高めるため、会社業績と個人業績が従来よりも直接的または定量的に報酬に反映される制度にしております。
- グローバル市場で高い競争力を有する企業としてふさわしい報酬とし、国内の同業中堅メーカーの報酬調査結果の中位をベンチマークとして報酬水準を決定しております。
- 中長期インセンティブとして、また株主のみならずとより一層の価値共有を進めるために株式報酬制度を導入いたしました。

総報酬は、固定報酬、業績連動報酬により構成されております。業績連動報酬は会社業績と個人業績に連動する報酬と株式報酬からなり、会社業績に連動する報酬については前事業年度の売上と経常利益の期初の目標に対する達成度から算出いたします。個人業績に連動する報酬については各取締役の目標に対する達成度評価、さらに各取締役に対する管理職以上による多面評価を行い、報酬額を決定いたします。なお売上高当期純利益率によって会社業績、個人業績連動報酬の支給に制限を設けており、業績悪化時にこの部分の報酬を80%~0%と段階的に減じる制度としております。株式報酬については譲渡制限付株式報酬制度を導入し、取締役毎に一定金額の株式数を付与いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

(社外取締役)

社外取締役が出席する取締役会、経営会議のほか、指名及び報酬の諮問委員会、ガバナンス委員会の各事務局の担当者が、社外取締役への情報提供や職務上のサポートを行っております。

(社外監査役)

監査役の職務をサポートするスタッフは設けておりませんが、要請に応じて内部監査部門と連携を図ることしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

顧問・相談役制度はありますが、現在は対象者がおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役会設置会社の枠組みの中で、監督機能と執行機能の分離を図っております。2020年6月の定時株主総会終結後の取締役会の体制は、取締役6名（うち社外取締役3名）、監査役3名（いずれも社外監査役）で構成され、迅速な意思決定と監督機能の強化を図っております。さらに取締役会を実効的に機能させるために、個々の業務執行の決定を経営会議に委ねており、取締役、執行役員及び常勤監査役で構成される経営会議では、取締役会に付議する案件及び会社運営の全般的な執行方針並びに経営に関する重要事項について審議を行っております。

監査役3名は全員が独立社外監査役（うち1名は常勤監査役）です。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、内部監査部門と連携して事業所等への往査やヒヤリングを行い、取締役の職務執行の遵法性・妥当性について監査しています。また、監査役はそれぞれの経験や見識を活かし、独立した立場から意見等を述べております。

また、コーポレート・ガバナンスのさらなる機能強化を図るため、当社では、取締役・監査役候補者の指名、役員報酬の決定及びコーポレート・ガバナンスの継続的な取り組みにおいて、指名委員会、報酬委員会及びガバナンス委員会を設置しており、取締役会の客観性、透明性、公平性を高める努力をしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役3名を含む3名の監査役による監査体制を設けており、これにより経営の監視体制は十分に機能しているものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、会社法上で定める発送期限前に招集通知の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	原則、集中日を避けて設定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義)について英訳し、開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けのIRフェアや合同企業説明会への参加など、代表者自身による会社概要の説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半年に1回、第2四半期決算及び本決算の開示直後に、東京において説明会及び機関投資家訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料のほかニュースリリースやトピックスをタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	上席執行役員経営企画部長をIR責任者とし、経営企画部にIR担当者及びIR事務連絡責任者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の全ての役職員が行動の規範とし、取り組むべきことをまとめて、「第一稀元素化学工業 行動指針」としております。その中で、各ステークホルダーとの関係性と立場の尊重を規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備については、コーポレート・ガバナンス体制を強化・向上させ、企業価値を向上させるための根幹であるとの認識のもと、その基本方針を2006年4月に取締役会で決議(最終改定 2020年3月)しております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、社会的責任を果たす経営を実践するための具体的な規範として「第一稀元素化学工業行動指針」を周知し、取締役及び使用人の法令遵守の徹底を図る。
- (2) グループ内の法令違反や社内不正等の行為を発見して是正することを目的に、内部通報窓口を社内外に設置する。また、通報者に対しては不利益な取り扱いを行わない。
- (3) 社長直轄の内部監査部を設置し、当社グループの業務の適正性を監査する。
- (4) 反社会的勢力排除に向けての方針は「第一稀元素化学工業行動指針」に宣言するとともに、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において明らかにしている。また、所轄警察署等との連携を図り、関連情報の把握に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る文書は、法令、社内規程に基づいて適切に保存及び管理する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業の継続と社会的責任を果たすために、リスク情報を収集、分析し、重大な影響を与えるリスクについて予防的対応を行う。
- (2) 危機が発生した場合には、「危機管理規程」に定められた危機管理体制に従い、対応を実施する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に基づく重要な職務執行について意思決定をするほか、中期経営計画に基づき、各取締役から当社及び子会社等の職務執行について報告を受け、監督機能を果たす。
- (2) 取締役、常勤監査役及び本部長をメンバーとする経営会議を設置し、社長権限の範囲内で重要な職務執行について多面的な審議を行い決定する。

5. 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、子会社等の業績及び経営上の課題その他の重要な情報について適時に報告を受ける。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、当社では監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役から求めがあった場合には、独立性を確保した補助者を配置する。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、取締役会及び経営会議等への監査役の出席を通して職務の執行状況の報告を行う。監査役は、これに限らず必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告を行う。
- (3) 当社は、監査役に報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取り扱いを行わない。
- (4) 会社法第388条に従い、監査役がその職務の執行について費用の請求をしたときは、適切に処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、これらの勢力とは一切関係を持たず、不当な要求には応じない旨、さらにこれらの勢力と関係のある取引先とはいかなる取引も行わない旨などを定めております。また、これらの勢力に対する対応は総務人事部が統括し、所轄警察署及び株主名簿管理人から関連情報を収集するなど、最新の動向を把握するよう努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、基本的には経営努力により企業価値を向上させることが、最大の買収防衛策であると認識しております。現在は特段の買収防衛策を導入していませんが、各種の買収防衛策の調査・研究は続けており、今後の状況の変化により必要であれば具体的な買収防衛策を検討し、株主の皆様の承認をいただきたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

(1) 基本方針

当社は、財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時適正に開示することを「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応ガイドライン」に掲げ、実践しております。

(2) 会社情報の管理及び開示体制

(イ) 情報の開示責任者

代表取締役社長執行役員は、上席執行役員管理本部長を情報管理責任者として任命します。上席執行役員管理本部長は、各部から入手する会社情報の集約及び開示すべき重要情報の選別についての責任者となります。

(ロ) 情報の開示責任部門

開示すべき会社情報のうち、決算に関する情報の取りまとめと開示責任部門は財務経理部、決定事実・発生事実が生じた場合は開示責任部門を総務人事部としております。

(ハ) 情報の開示担当者

開示は代表取締役社長執行役員または上席執行役員管理本部長が行うほか、開示担当者としてIR・広報担当者を設置しております。また、開示には複数の担当者で対応することにより、情報の正確性と公平性を維持するように努めております。

(3) 当社における開示を要する情報の流れ

(イ) 重要情報の把握

開示を要する重要な決定事実、決算情報については、原則として経営会議に諮られており、更に特に重要な事項についてはすべて取締役会（取締役・監査役で構成）で検討・討議されております。討議された重要事項については直ちに上席執行役員管理本部長に報告されることになっており、重要情報について遺漏のない体制としております。発生事実については重大事故・災害等が発生した場合、事業所・各部門等から総務人事部長を経由して上席執行役員管理本部長まで直ちに報告される緊急連絡体制となっております。

(ロ) 情報開示の要否の検討

上席執行役員管理本部長の指揮のもと、総務人事部・財務経理部・関係各部の協議により重要性を判断するとともに、証券取引所の適時開示規則等に準拠して、情報開示の要否を検討します。

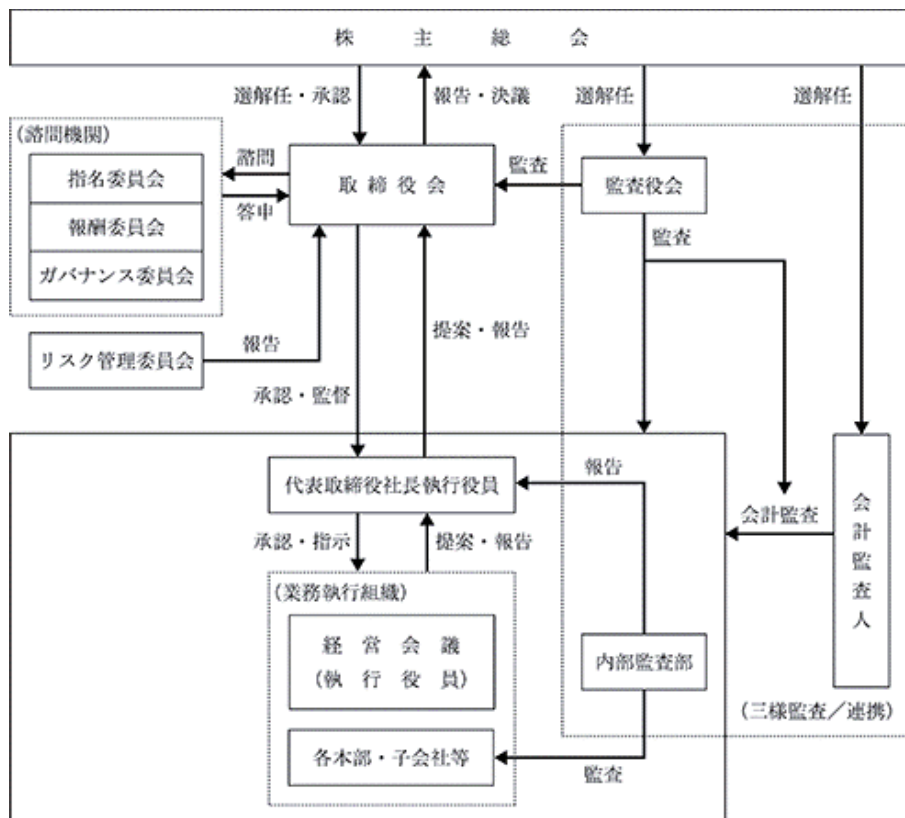
(ハ) 適時開示の実行

開示すべき事項と判断した場合は、直ちに代表取締役社長執行役員にその旨を具申し、開示担当部門は、情報の正確性及び適法性に加えて、内容の十分性、明瞭性等を配慮して開示資料を作成します。発生事実については速やかに、決定事実及び決算情報については取締役会承認後遅滞なく適時開示を実行します。

(4) 適時開示体制を対象としたモニタリング

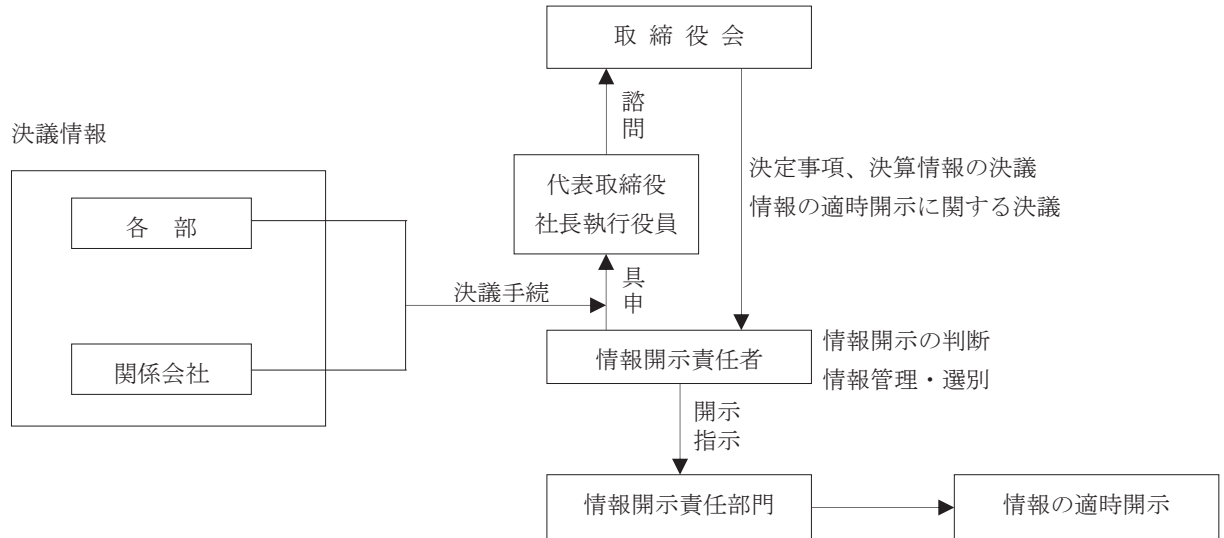
内部監査部は、稟議書、経営会議の資料・議事録及び取締役会議事録を定期的に関覧し、東京証券取引所の適時開示規則の基準に従い、開示手続きが適切に機能しているかモニタリングを実施しております。

。



適時開示体制

(1) 決定事実・決算に関するフロー図



(2) 発生事実に関するフロー図

